法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「別表十㈨付表」を「別表十㈩付表」に、「別表十(十一)」を「別表十(十二)」に改める。

第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項中「別表十㈣付表まで、別表十㈤、別表十(十一)」を「別表十㈣付表一まで、別表十㈣付表三から別表十㈥付表まで、別表十㈦、別表十(十二)」に改める。

別表一の表中「㉖　の　15　％　又　は　19　％　相　当　額」を「㉖　の　15　％、　17　％　又　は　19　％　相　当　額」に改め、同表の記載要領第九号後段を次のように改める。

この場合において、法第66条第６項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に規定する中小通算法人に該当する内国法人（当該事業年度が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）又は通算親法人である協同組合等のうち令和７年４月１日前に開始した事業年度において租税特別措置法第42条の３の２（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用を受けるものにあつては「((1)と800万円×$\frac{}{12}$のうち少ない金額)又は」を消し、その他の内国法人にあつては「又は(別表一付表「５」)」を消すこと。

別表一の記載要領第九号(1)中「(各事業年度の所得に対する法人税の税率)」を削り、「人格のない社団等　租税特別措置法第42条の３の２（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用を受ける場合には「又は19％」を消し、その他の場合には「15％又は」を消すこと。」を「人格のない社団等」に改め、同号(2)中「もの　「又は19％」を消すこと。」を「もの」に改め、同第十号を削り、同第十一号を同第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

11　「㉖の15％、17％又は19％相当額　㉙」の欄の記載に当たつては、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1)　第９号(1)に掲げる法人（通算法人を除く。）　次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

イ　令和７年４月１日以後に開始する事業年度　租税特別措置法第42条の３の２の規定の適用を受ける場合において「所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)　(1)」の欄の金額が10億円（当該事業年度が１年に満たない場合（同法第66条の11の３第４項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）の規定の適用を受ける場合を除く。）には、10億円を12で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。イ及び(3)イにおいて同じ。）以下であるときは「、17％又は19％」を消し、同法第42条の３の２の規定の適用を受ける場合において同欄の金額が10億円を超えるときは「15％、」及び「又は19％」を消し、その他の場合には「15％、17％又は」を消すこと。

ロ　令和７年４月１日前に開始した事業年度　租税特別措置法第42条の３の２の規定の適用を受ける場合には「、17％又は19％」を消し、その他の場合には「15％、17％又は」を消すこと。

(2)　通算法人である第９号(1)に掲げる法人　次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

イ　令和７年４月１日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）附則第39条（中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置）に規定する経過事業年度（ロにおいて「経過事業年度」という。）を除く。）　「15％、17％又は」を消すこと。

ロ　令和７年４月１日前に開始した事業年度（経過事業年度を含む。）　租税特別措置法第42条の３の２の規定の適用を受ける場合には「、17％又は19％」を消し、その他の場合には「15％、17％又は」を消すこと。

(3)　第９号(2)に掲げる法人（通算法人を除く。）　次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

イ　令和７年４月１日以後に開始する事業年度　「所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)　(1)」の金額が10億円以下である場合には「、17％又は19％」を消し、その他の場合には「15％、」及び「又は19％」を消すこと。

ロ　令和７年４月１日前に開始した事業年度　「、17％又は19％」を消すこと。

(4)　通算法人である第９号(2)に掲げる法人　「、17％又は19％」を消すこと。

別表一付表の記載要領第一号中「うち」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の」を加える。